

よくある質問

制度に関すること

Q 1 どの学校でも自由に選択できますか。

A 1 ◆旭区は、小学校・中学校とも「隣接区域選択制」ですので、通学区域(お住まいの校区)の学校とその隣接する校区の学校から選択できます。(一覧は5ページにあります。)

Q 2 双子で隣接校(通学区域外の学校)を希望していますが、同じ学校に入学できますか。

A 2 ◆双子など、新1年生同士の兄弟姉妹の場合は、希望調査票での申請により、抽選時に1組として扱うことができます。

Q 3 「きょうだい関係」、「進学中学校」または「自宅からの距離」で優先される条件を満たしている場合は、必ず選択した学校に入学できますか。

A 3 ◆優先される条件を満たしていても、選択した学校に入学できるとは限りません。
◆優先される条件を満たしてその学校を選択した就学予定者の数が、その学校の受入可能人数を超える場合は抽選になります。
◆また、学校施設の収容状況により、通学区域外から受入れできない場合もあります。

Q 4 優先される条件の「自宅からの距離」で、原則として、「通学区域の学校から遠い場合は優先します。」とは、どういうことですか。

A 4 ◆通学区域の学校までの距離が、希望校までの距離より遠いことが条件です。
◆次にその条件を満たす人を、通学区域の学校までの距離が遠い人順に並べ、順位の高い人を優先していきます。
◆距離が同程度(距離の差が100m未満)の場合は抽選します。

Q 5 自宅と学校との距離はどのようにして測るのですか。

A 5 ◆大阪市ホームページの「マップナビおおさか」のルート検索で、自宅入口及び学校の正面を地図上で選択し、「道路規則・有料道路を使用しない」条件を設定のうえ調べます。

マップナビおおさか <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>



Q 6

部活動で中学校を選択する場合は、どうすればよいのですか。

A 6 ◆通学区域(お住まいの校区)の中学校に希望する部活動がなく、隣接する校区の中学校に希望する部活動がある場合は、「学校選択制希望調査票」を提出し、その中学校を選択してください。

「指定校変更(部活動による)」により、部活動を理由に指定校を変更できることになりましたが、「指定校変更(部活動による)」の時期(12月下旬頃)に、希望する中学校が既に「学校選択制」で受入可能な人数を超えている場合は、申請できなくなりますので、「学校選択制」で希望する中学校を選択しておいてください。



◆隣接する校区の中学校に、希望する部活動がない場合は、12月下旬頃に指定校変更の手続きをしてください。(ただし、既に「学校選択制」で受入可能な人数を超えている場合は、申請できません。)

Q 7

部活動で中学校を選択する場合は、「きょうだい関係」や「自宅からの距離」のように優先されますか。

A 7

◆部活動は優先される条件にはないので、優先となりません。

Q 8

隣接校(通学区域外の学校)を選択した場合の、通学路の安全確保についてはどうなりますか。

A 8

◆原則徒歩であることを踏まえ、保護者の方の責任において、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。通学については、通学区域内外を問わず保護者の方が責任を持ってください。

Q 9

通学区域外の小学校に入学した場合、集団登校には参加できますか。

A 9

◆原則として、保護者の方の責任においてお子さんの安全を確保していただくことになりますが、保護者の方が学校へ個別に相談してください。

Q 10

部活動で希望する中学校に入学できることになったにもかかわらず、教員の異動等で、その部活動が活動しなくなった場合、もとの通学区域の学校に就学することはできますか。

A 10

◆もとの通学区域の学校に就学することはできません。

Q 11

現在、学校選択制を利用して通学区域外の小学校に通っていますが、来年度も通学中の学校の進学先に入学できますか。

A 11

◆現在、学校選択制を利用して通学区域外の小学校に通っている方も、改めて希望調査票を提出していただく必要があります。
◆希望調査票を提出されなかった場合や希望校に落選した時は、通学区域(お住まいの校区)の中学校が就学指定校になります。